

令和6年1月14日

上越市長 中川 幹太 様

吉川区地域協議会 会長 山岸 晃一

吉川区における公民館を含む地域活動の促進と施設の有効活用について

上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項に基づき、「公民館を含む地域活動の促進と施設の有効活用について」を自主的に審議した結果、下記のとおり意見書を提出します。

記

日頃より市民生活向上のため、市政運営に鋭意取り組まれていることに感謝を申し上げます。さて、上越市では公の施設の適正配置計画における公民館分館廃止に向けた検討協議が進められ、現在、各分館を利用する全ての地域の理解が得られているものの、各地域内の融和、交流の拠点がなくなってしまう事が危惧されます。

この課題について、当吉川区地域協議会が地域住民の皆様方と区内6分館地区で行った地区別意見交換会では、社会教育分野に限らず伝統行事を含めた地域づくり活動に多くの住民が集まらなくなっている現状のほか、施設の活用については、貸付を受けた場合の過大な負担感、施設廃止後の市の管理方法への不安、避難施設がなくなるという防災面の不安などがあることを確認しました。

また、公民館主事や公民館運営委員と行った意見交換会においては、活動の拠点となるべき吉川地区公民館（施設）に本来の公民館施設が有すべき機能が備わっておらず、地域住民の多種多様な要望にかなう活動が十分に行えない実態があることも確認しました。

さらに地域協議会委員からは、そもそも社会教育法にある行政主導による公民館分館活動が十分に進められておらず、地域における社会教育の振興が図られているとは認めにくい状況があるのではないかと、という意見もありました。

上記のことから、次のとおり意見申し上げるとともに、引き続き地域の実状と時勢に即したきめ細やかな社会教育の推進をお願いします。

- 今後も公民館活動を通じて生涯学習の推進と発展に尽力すること。
- 今後、公民館分館の施設を地域に譲渡、貸付をする際は、きめ細かい協議を行い、地域に多大な負担が及ばぬよう配慮すること。
- 公民館活動をはじめ多種多様な住民活動を行うことができるよう、担当職員が常駐するとともに調理室や図書室を設置するなど、吉川地区公民館（施設）を総合的な社会教育施設に改善すること。
- 安全・防犯面、衛生・環境面に配慮し、廃止後の建物や敷地は速やかに除却するか、除却までの間は適切な管理に努めること。
- 廃止する施設が災害時の避難所に指定されている場合は、新たな避難施設を速やかに決定し情報提供すること。